

2024年10月からの 国家公務員災害補償制度における 医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

2024年10月から以下の点が変更になります。

- 健康保険において、長期収載品の処方等又は調剤について選定療養の仕組みが導入され、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金（1～3割）に加え、「特別の料金」を徴収することとなりました。
- 労災保険においても、健康保険と同様に「特別の料金」を徴収することが決定しており、その計算方法については、労災保険の単価ではなく、健康保険と同様に10円で計算することとされております。
- これを踏まえ、国家公務員災害補償制度においても、健康保険や労災保険における取扱いと同様に、長期収載品を処方等又は調剤する場合には、**医療上の必要がある場合等を除き、被災職員から「特別の料金」を徴収**していただくこととなります。
※「特別の料金」の計算方法や医療上の必要がある場合等については、健康保険や労災保険の取扱いに準拠しています。
- なお、長期収載品の処方等にあたって、医療上の必要を認める場合は、療養補償請求書2号紙のその他欄にその旨記載をお願いします。

健康保険の取扱いや長期収載品の対象品目等、制度の詳細は[厚生労働省ウェブサイト](#)をご覧ください。

